

## 1. 森川裁判官忌避申立の動向

5月16日、弁護団は、「森川裁判官が第2回口頭弁論で弁論を終結し、判決期日を指定しようとしたことは、不公平な裁判がなされるであろうとの懸念を当事者に起こさせるに足る客観的な事情に該当するといえることは明らかである。」との理由で、奈良地方裁判所に森川裁判官忌避申立書を提出しました

葉書・封書及び署名により、奈良地方裁判所宛に要請・抗議を行いました。署名は、短期間に数多く集まり、5月24日までに1,799筆を裁判所に届けました。(その後、送られてきたのを含め、2,000筆近い署名となりました。)ご協力いただきました皆さんに感謝申し上げる次第です。

5月24日、奈良地方裁判所は、忌避申立却下を決定し、同26日、決定書が送られてきました。決定書には、「森川裁判官が、すでに実施した審理によって、当該事件につき、一定の心証を形成したことをうかがわせるにすぎず、裁判の公正を妨げる事情があるとはいえない。」と述べられています。

6月2日、奈良地方裁判所の決定に対し、抗告状を大阪高等裁判所に提出しました。大阪高等裁判所で、6月下旬頃、却下される結論がでる可能性が高いと予想されます。却下されれば、直ちに、奈良地方裁判所に、“弁論再開、合議体審理”を求める上申書を提出できるよう弁護団で準備中です。

## 2. “弁論再開、合議体審理”を求める署名活動

弁論再開、合議体審理の実現に向け、新しい署名活動を行います。

- ・ 件名 : 弁論再開、合議体による公正かつ充実した審理を求める請願署名
- ・ 請願趣旨 : 速やかに本件の弁論を再開し、本件に予断と偏見を抱いていることが明らかな森川さつき裁判官を担当から外して、3人の裁判官による合議体での公正で充実した審理を求めます。

・ 署名目標数 : 3,000筆

・ 集約次期 : 第1次 6月20日、第2次 6月末～7月中旬

別添の署名用紙、署名のお願いを活用し、身近な方々への働きかけをお願いいたします。前回に引続いての署名ですが、よろしくお願い申し上げます。

以上